

工検第 16 号
令和 2 年 3 月 25 日

発注機関の長 様

会計局工事検査課長

評定対象金額の引上げおよび工事検査書類限定化の試行について（通知）

このことについて、工事成績評定要領（昭和 57 年 4 月 1 日制定）および福井県工事検査基準（昭和 50 年 4 月 1 日制定）に基づき実施しているところであるが、受発注者双方の業務効率化を図るため、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告した工事より、下記のとおり試行する。

なお、評定の有無については特記仕様書に明示することとする。

記

1 評定対象金額の引上げ

対象工事：工事成績評定要領第 2 条（評定の対象）の「工事検査課長が評定の必要がないと認めたもの」を請負金額 500 万円未満の土木一式、建築一式に適用する。

2 検査書類の限定化

対象工事：請負金額 500 万円未満の評定の必要がない工事

限定化書類：別紙「工事検査書類の限定化」のとおり

留意事項：検査時に限定化書類以外の提示提出は不要とするが、施工中、監督職員から安全管理等の改善指示のあった工事は対象外とする。

3 特記仕様書記載例

13 その他

工事成績評定 (工事成績評定要領第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 工事成績評定対象	<input type="checkbox"/> 評定あり（請負金額250万円以上の場合）
		<input checked="" type="checkbox"/> 評定なし（請負金額250万円未満、500万未満土木一式の場合） <input type="checkbox"/> 評定なし（応急工事、取壊解体工事、土砂運搬工事等）

工事検査書類の限定化（試行） 【請負金額500万円未満の評定しない工事に適用】

No.	工事関係書類No.	工事検査書類	限定
1	15	建設業退職金共済制度の掛け金収納書	
2	30~45	施工計画書	△※
3	51	材料承諾願	○
4	46,47	施工体制台帳	○
5	48	施工体系図	
6	49~54	工事打合せ簿(指示、協議、承諾、提出、報告、通知)	○
7	55,56	近隣協議資料（関係機関）	
8	57	材料確認書	
9	58	材料納入伝票	
10	59	中間検査、事務所確認、確認、立会記録書	
11	60	土曜、休日・夜間作業届	
12	61	安全管理書類	
13	62	事故速報	
14	63	事故発生報告書	
15	64	工事履行報告書	
16	67	工事月報	
17	91	支給品受領書	
18	92	支給品精算書	
19	93	貸与品受領書	
20	94	貸与品精算書	
21	95	現場発生品調書	
22	106	産業廃棄物管理表（マニフェスト）	○
23	120	出来形管理資料	○
24	121	品質管理資料	○
25	122	工事写真	○
26	123	創意工夫・社会性等に関する実施状況	
27	124	工事完成図	
28	125	工事管理台帳	
29	127	再生資源利用計画書（搬入）	
30	128	再生資源利用促進計画書（搬出）	
31	108~110	建設リサイクル法に関する書面	
32	—	建設作業員名簿	
33	—	工事カルテ登録内容確認書	
		33書類	8種類

※ 簡易版施工計画書を提出した場合